別記様式第十三号の備考5中「第四面」を「第五面」に改め、同様式の備考5を同様式の備考6とし、同様式の備考4中「第三面」を「第四面」に改め、同様式の備考4を同様式の備考5とし、同様式の備考3中「第二面」を「第三面」に改め、同様式の備考3を同様式の備考4とし、同様式の備考2の次に次のように加える。

3　第二面関係

①　商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

②　項番14の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　代表者に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

③　項番15の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

ア　代表者以外の役員に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　代表者以外の役員の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○国土交通省告示第三百六十三号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行等に伴い、賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示

賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員）」を加え、同項第八号を第九号とし、同項第七号を第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

第六条第一項第九号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

第十一条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

附　則

この告示は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第三百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十二月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年三月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2362	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―KEPE―DBA1	マツダ　DBA―KEEFW、マツダ　DBA―KEEAW	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号
㊎G―2363	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―KESH―LDA1	マツダ　LDA―KE2AW	〃

○国土交通省告示第三百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十二月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年三月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43―58R―020028	突入防止装置　KYOKUTO　W R11―0010	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口6丁目1―45

○国土交通省告示第三百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十二月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年三月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43―58R―020032	突入防止装置　KYOKUTO　W R08―0040	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口6丁目1―45
E43―58R―020033	突入防止装置　KYOKUTO　W R08―0050	〃
E43―58R―020034	突入防止装置　KYOKUTO　W R08―0060	〃

○国土交通省告示第三百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十二月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年三月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43―58R―020035	突入防止装置　KYOKUTO　W R15―0030	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口6丁目1―45